

# 令和7年度青森県若年女性還流促進業務仕様書

## 1 目的

本県への移住に興味・関心のある首都圏在住の若年女性を対象とし、青森ならではの食を楽しみながら、多様なライフスタイルを楽しむ先輩移住者や参加者との交流を通じて、本県で実現可能なキャリアやライフスタイルのイメージを深められる機会を創出することにより、若年女性の還流促進を図る。

## 2 委託業務名

令和7年度青森県若年女性還流促進業務

## 3 委託期間

契約締結から令和8年3月20日（金）まで

## 4 委託業務の内容

### （1）女性限定交流会の実施

#### ア 要件

##### （ア）実施回数

2回

##### （イ）実施時期

第1回：令和7年11月の土日祝日の昼間（11:00～16:00の間で2時間半程度）

第2回：令和8年1月下旬～2月の土日祝日の昼間（11:00～16:00の間で2時間半程度）

##### （ウ）会場

東京都内に所在する店舗またはイベントスペース等で以下の条件を満たすこと。

なお、会場候補は提案事項に含め、発注者と協議の上決定する。

- ・参加者（最大20名程度）と関係者数名を収容可能であること
- ・県産食材を使った軽食や飲料の提供、または持ち込みが可能であること  
（例：首都圏所在の青森県ゆかりの店舗等）
- ・スクリーン、プロジェクター等の設備がある、または設置できること

##### （エ）メインターゲット

本県への移住に興味・関心のある首都圏在住の若年女性（概ね20～30代）

##### （オ）参加者数

目安として、1回あたり20名程度、計40名程度

##### （カ）内容

実施に際しては、県と協議の上、予算の範囲内で効果的な取組を実施することとし、以下の内容を盛り込むこと。

- ・青森県へ移住した女性（単身、子育て中、会社員、起業家など本県で様々な生き方・働き方を楽しむ女性の先輩移住者（20代～40代））を3名程度ゲストとして参加させ、自身の体験談や青森県の魅力を語る「トークセッション」を設けること。
- ・「トークセッション」実施にあたっては、参加者が知りたい内容を先輩移住者から引き出すことのできる進行役（ファシリテーター役）を設けること。
- ・本県ならではの食を楽しみながら先輩移住者と交流する「交流タイム」を設けること。

- ・発注者から県の出組を紹介する時間を設けること。
- ・県産食材を使用した飲食を提供すること。

## イ 事前準備

- (ア) 交流会場及び県産食材を使用した飲食の選定・手配
- (イ) 先輩移住者（3名程度）、進行役（ファシリテーター役）の選定・手配  
人選は、発注者と協議の上決定すること。
- (ウ) 進行台本、当日配付資料等の作成  
内容は、発注者と協議の上決定すること。
- (エ) メインビジュアル及びチラシの作成  
統一感のある魅力的な広報を展開するため、様々な広報媒体に応用可能で若年女性に効果的に訴求できるメインビジュアルを作成し、必要に応じて（2）Web媒体による広告に応用して周知を行うこと。  
また、作成したメインビジュアルを応用してチラシを作成することとし、県が別途指定する住所・期日までに発送すること。
  - ・仕様 A4判、縦長、フルカラー
  - ・部数 500部程度
  - ・送付先 15件程度
- (オ) 参加申込受付・決定  
応募フォームを作成し、参加に関する問い合わせへの対応や申込受付を行うとともに、参加者の決定に関する事務、参加者に対する連絡調整等を行うこと。
- (カ) 会場設営・当日運営
  - ・イベント会場の設営・撤収
  - ・当日参加者への対応
- (キ) 参加者アンケートの実施  
参加者に対して、交流会の満足度や効果、参加に至った経緯、移住に対する意識等を把握するためのアンケートを実施し、その結果を取りまとめること。

## ウ 留意事項

- ・参加者の費用負担は、原則無料とし、徴取する場合は飲食にかかる実費程度に留めること。

## (2) Web媒体による情報発信

### ア 内容

メインターゲットに訴求できるようなWeb媒体（WebメディアやSNS等）を用いて（1）で実施する女性限定交流会の参加者募集及び本県への移住促進を目的とした広告を配信すること。

### イ 要件

- (ア) 実施時期  
4（1）で定める女性限定交流会の参加者募集に適した時期
- (イ) 実施内容  
実施に際しては、県と協議の上、予算の範囲内で効果的な取組を実施することとし、以下の内容を盛り込むこと。
  - ・4（1）で定める女性限定交流会の周知

- ・先輩移住者のインタビュー
- ・第1回の女性限定交流会のイベントレポート
- ・青森暮らしサポートセンターの案内

### (3) 業務計画の作成

スケジュール、実施体制等を作成し、青森県こども家庭部若者定着還流促進課に提出すること。

### (4) 報告書の作成

上記(1)(2)の概要をまとめた業務実績報告書を作成・提出すること。

## 5 対象経費

- (1) 実施に係る経費（会場借上料、飲食代、謝金、旅費、印刷費、通信運搬費 等）
- (2) 委託業務に従事する者の人件費
- (3) 一般管理費（消費税相当額を除く事業費総額の10%以内の額とする。）
- (4) その他、当該事業に必要と認められる経費（要事前協議）

※ただし、次の経費は対象外とする。

- ・土地、建物、備品（オフィス機器、家電、デジカメ、パソコン等の物品）の取得費
- ・施設・設備の設置費、改修費
- ・その他事業と関連性が認められない経費

## 6 仕様書の内容の変更

発注者は、業務の目的を達成するため必要と認める場合は、受注者と協議の上、本仕様書の一部を追加、変更することができる。

## 7 成果品及び納入場所等

- (1) 成果品 以下の①及び②に係る電子データ及び印刷物を納品すること。

①業務実績報告書

②4(1)及び(2)における制作物

- (2) 納入場所 青森県こども家庭部若者定着還流促進課

- (3) 摘要

業務実施結果報告書の様式は任意とし、実施した業務の内容や、その他業務に関連して実施した事項を記載すること。

## 8 著作権

- (1) 受注者は、成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとする。
- (2) 本業務の成果品（以下「成果品」という。）については、成果品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び所有権を含めて、全て発注者に帰属するものとする。

また、受注者が再委託した第三者が制作した著作物の著作権についても発注者に帰属するものとする。

- (3) (2)において帰属した権利を保有した成果品（著作物）については、発注者及び発注者から正当に権利を取得した第三者が使用する場合において、受注者の承諾無く自由に使用できるものとする。
- (4) 受注者は、発注者並びに発注者から正当に権利を取得した第三者に対し、著作権人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。

## 9 留意事項

受注者は、本委託事業の実施に当たり、次の事項に留意するものとする。

- (1) 受注者は、本委託事業が円滑に遂行されるよう留意すること。
- (2) 受注者は、事故又は大幅な遅延等の本委託事業の遂行に支障が生じた場合、若しくは生じるおそれがあると認める場合は、速やかに発注者に報告し、指示を受けること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、発注者と受注者が協議の上、発注者の指示に従って業務を行うものとする。